

開発協議に伴う周辺住民等への周知方法を 従来の方法に戻します。

※開発事業の種類は裏面参照

～令和元年度

開発事業①②

説明会

開発事業③

個別説明可能

※要望があれば説明会

開発事業④

説明会不要



新型コロナウイルス感染症
感染拡大

令和2年度～令和5年度

開発事業①②

説明会もしくは個別説明

※自治会と要相談

開発事業③

個別説明可能

※要望があれば説明会

開発事業④

説明会不要



新型コロナウイルス感染症
5類感染症移行

令和6年度

開発事業①②

説明会

開発事業③

個別説明可能

※要望があれば説明会

開発事業④

説明会不要



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

お問い合わせ先

伊勢原市役所 建築住宅課 開発調整係

電話：0463-94-4783（直通）

令和6年3月15日作成

◆開発事業の協議調整の手続

開発事業の種類は次のとおりです。

【開発事業①】（大規模開発事業等）

次の開発事業を行おうとするときは、基本構想届出からの手続が必要です。

手続の流れは、手続の流れ図①のとおりです。（P.3）

- ◆開発区域の面積が3,000㎡以上のもの
- ◆中高層建築物の建築
- ◆葬祭場、墓地、ペット霊園、廃棄物処理施設の設置

【開発事業②】（説明会の開催が必要な開発事業）

次の開発事業を行おうとするときは、事前協議からの手続が必要です。

手続の流れは、手続の流れ図②のとおりです。（P.4）

- ◆開発区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満のもの
（スポーツ又はレクリエーション施設等、自己の居住の用に供するものを除く。）

【開発事業③】（説明会を開催しないことができる開発事業）

次のいずれかの開発事業に該当し、周辺住民等に対する説明が行われ、その状況が書面により市へ報告され、説明会に代わる説明が行われたと認められるものは、説明会を開催しないことができます。（周辺住民等から説明会の開催を求められた場合を除く。）

手続の流れは、手続の流れ図③のとおりです。（P.5）

- ◆都市計画法第29条第1項の開発行為の許可が必要なもので、
開発区域の面積が500㎡未満のもの
- ◆市街化調整区域内における開発区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の
スポーツ又はレクリエーション施設の設置、資材置場の設置、駐車場の設置、
盛土・土砂等のたい積又は切土の高さが30cmを超えるもの

【開発事業④】（説明会の開催が不要な開発事業）

次の開発事業を行おうとするときは、事前協議からの手続が必要です。

手続の流れは、手続の流れ図④のとおりです。（P.6）

- ◆都市計画法第29条第1項の開発行為の許可が必要なもので、
自己の居住の用に供するもの（中高層建築物の建築を目的とするものを除く。）